



# 青森県報

号外第十五号

平成十五年三月十四日(金曜日)

目次

告 示

漁場計画……………(水産振興課) ……一

## 告 示

青森県告示第四百十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年三月十四日

青森県知事 木 村 守 男

1 公示番号 東共第1号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	あざり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	あわび漁業	"
	あまのり漁業	"	いがい漁業	"
	ふのり漁業	"	もすそがいの漁業	"
	さんなんそう漁業	"	ほたてがいの漁業	"
	つのもた漁業	"	なみがいの漁業	"
	てんぐさ漁業	"	たご漁業	"
	まつも漁業	"	なまご漁業	"
	ほつきがいの漁業	"	うに漁業	"
	さらがいの漁業	"	ほや漁業	"
ひのすがいの漁業	"	えらご漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱
- ア 基点第1号から磁針方位78度30分3, 000メートルの点
- イ ウから真方位50度30分1, 800メートルの点
- ウ エから真方位7度30分330メートルの点
- エ オから真方位81度30分400メートルの点
- オ 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点
- 基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県三戸郡階上町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 東共第2号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たご籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	"
そい・あいなめ籠漁業	"	
はも(あなご) 網漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱
- ア 基点第1号から磁針方位78度30分3, 000メートルの点
- イ ウから真方位50度30分1, 800メートルの点
- ウ エから真方位7度30分330メートルの点
- エ オから真方位81度30分400メートルの点
- オ 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点
- 基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県三戸郡階上町
- 6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。  
さけ・ます小型定置網漁業 2ヶ統以内  
さけ刺網漁業 150ヶ統以内  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 東共第3号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	さらかい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	びのすかい漁業	"
	あまのり漁業	"	あわび漁業	"
	ふのり漁業	"	いがい漁業	"
	あかば漁業 (あかばた)	"	もすそがい漁業	"
	ぎんなんそう漁業	"	たご漁業	"
つのみた漁業	"	なまご漁業	"	
てんぐさ漁業	"	うに漁業	"	
まつも漁業	"	ほや漁業	"	
ほつきがい漁業	"	えらご漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱  
ア 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点  
イ 点アから真方位81度30分400メートルの点  
ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点  
エ 点ウから真方位50度30分1,800メートルの点  
オ 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点
- 基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 東共第4号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ小型定置網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	もすそがい電漁業	1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	たご電漁業	"
	かに電漁業	"
	そい・あいなめ電漁業	"
	はも(あなご)胴漁業	"
いわし地びき網漁業		5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱  
ア 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点  
イ 点アから真方位81度30分400メートルの点  
ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点  
エ 点ウから真方位50度30分1,800メートルの点  
オ 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点
- 基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に敷設するさけ小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。  
さけ小型定置網漁業 5ヶ統以内  
さけ刺網漁業 130ヶ統以内  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 東共第5号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほっさがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	さらがい漁業	"
	あまのり漁業	"	ひのすがい漁業	"
	ふのり漁業	"	あさり漁業	"
	あかば漁業 (あかばた)	"	あおび漁業	"
	ぎんなんそう漁業	"	いがい漁業	"
	つのまた漁業	"	たご漁業	"
	てんぐさ漁業	"	なまご漁業	"
	まつも漁業	"	うに漁業	"
	ひじき漁業	"	ほや漁業	"
ちがいそ漁業	"	えらご漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びビスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びビスの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びビスの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びビスの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域を除く。

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱  
ア 基点第3号から真方位5.4度30分1.500メートルの点  
イ セ (青森県八戸市大字鮫町字下盲久保2.5番地恵比須浜岩礁に設置した標柱) から真方位5.3度30分2.000メートルの点  
ウ セから真方位3.52度30分1.500メートルの点  
エ セから真方位2.97度30分1.800メートルの点  
オ カから真方位3.26度1.000メートルの点  
カ 八戸港無島防波堤灯台から真方位2.67度9.20メートルの点  
基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁の北端(6号物揚場西角)  
キ ウとエを結ぶ直線上、エから110メートルの点  
ク エとキを結ぶ直線に対し、キから右側夾角6.5度30分5.65メートルの点  
ケ キとクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角1.61度30分1.00メートルの点

トルの点

コ クとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角17.4度30分6.8メートルの点

サ ケとコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角16.9度8.5メートルの点

シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角17.1度30分6.80メートルの点

ス サとシを結ぶ直線に対し、シから右側夾角15.1度8.5メートルの点

ソ サとソを結ぶ直線上、ソから40メートルの点

タ サとタを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角9.1度32分6.65メートルの点

チ ソとタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角14.3度5.7分1.15メートルの点

ツ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角9.0度1.019メートルの点

テ キとクを結ぶ直線上クから1.64メートルの点  
平成15年9月1日

3 免許予定日 平成15年3月17日から同年6月16日まで  
4 申請期間 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

5 関係地区 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

6 その他

1 公示番号 東共第6号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで
	ます・すずき刺網漁業	3月 1日から12月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
第2種 共同漁業	かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで
	もすそかい竜漁業	1月 1日から12月31日まで
	たご竜漁業	"
	かに竜漁業	"
	そい・あいなめ竜漁業	"
(2) 漁場の位置	はも (あなご) 胴漁業	"
	(2) 漁場の位置	青森県八戸市大字鮫町宇日蔭沢から宇日の出町に至る地先
	(3) 漁場の区域	次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びビスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ、タ、チ、ツ、テ及びビシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
	基点第3号	青森県八戸市大字鮫町宇小舟渡平と宇日蔭沢との境に設置した標柱
	ア	基点第3号から真方位5.4度3.0分1.500メートルの点
イ	セ (青森県八戸市大字鮫町宇下首久保2.5番地恵比須浜岩礁に設置した標柱) から真方位5.3度3.0分2.000メートルの点	
ウ	セから真方位3.52度3.0分1.500メートルの点	
エ	セから真方位2.97度3.0分1.800メートルの点	
オ	オから真方位3.26度1.000メートルの点	
カ	八戸港蕪島防波堤灯台から真方位2.67度9.20メートルの点	
キ	青森県八戸市3, 000トン岸壁の北端 (6号物揚場西角)	
ク	ウとエを結ぶ直線上、エから110メートルの点	
ケ	エとキを結ぶ直線に対し、キから右側夾角6.5度3.0分5.65メートルの点	
コ	キとクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角1.61度3.0分1.00メートルの点	
ク	コとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角1.74度3.0分6.8メートルの点	

ルの点

サ ケとコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角1.69度8.5メートルの点  
シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角1.71度3.0分6.80メートルの点

トルの点

ス サとシを結ぶ直線に対し、シから右側夾角1.51度8.5メートルの点  
ソ サとソを結ぶ直線上、ソから4.0メートルの点

タ サとシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角9.1度3.2分6.65メートルの点  
チ ソとタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角1.43度5.7分1.15メートルの点

ツ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角9.0度1.01.9メートルの点  
テ キとクを結ぶ直線上クから1.64メートルの点

平成15年9月1日  
平成15年3月17日から同年6月16日まで

3 免許予定日

平成15年9月1日

4 申請期間

青森県八戸市大字鮫町宇二子石、宇冷水、宇林通、宇小長根、宇福沢久保、宇忍町、宇二見町、宇持越沢、宇住吉町、宇上手代森、宇ハンキ沢、宇蟻子、宇下手代森、宇大開、宇継久保、宇上鮫、宇居合、宇鮫、宇日の出町、宇上松苗場、宇下松苗場、宇下首久保、宇上首久保及び宇小舟渡平

5 関係地区

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ刺網漁業の統数は、80ヶ統以内に限る。

② 青森県立海洋学院が青森県八戸市大字鮫町宇下首久保地先において行う小型定置網1ヶ統及び警備施設を妨げてはならない。

③ かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第7号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	ほっきがい漁業	1月1日から 12月31日まで	たご漁業	1月1日から 12月31日まで
	さらがい漁業	〃	なまご漁業	〃
	えぞばかがい漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と

(3) 漁場の区域 次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第4号 青森県八戸市3, 000トン岸壁 (以下「3, 000トン岸壁」)の北端 (6号物揚場西角)

ア 八戸港無島防波堤灯台から真方位267度920メートルの点  
イ アから真方位326度1, 000メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度2, 200メートルの点  
基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

エ 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部  
オ 青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤突端とを結ぶ直線上、同堤基部から63メートルの点

カ イとウを結ぶ直線上イから1, 920メートルの点  
キ イとカを結ぶ直線に対し、カから左側夹角91度30分425メートルの点

ク コとウを結ぶ直線に対し、ウから左側夹角56度22メートルの点  
ケ コから青森県八戸市第二工業港北防波堤 (以下「北防波堤」という)北側沿線上160メートルの点

コ 北防波堤北側沿線第2屈折点  
サ 基点第5号とシを結んだ直線に対し、シから右側夹角81度30分1, 330メートルの点

シ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

- 5 関係地区

青森県八戸市大字白銀町、大字火久保、白銀、白銀台、築港街、岬台、大字湊町、新湊、大字新井田、小中野、江陽及び大字河原木  
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 6 その他

- 1 公示番号 東共第8号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底連網漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	3月1日から12月31日まで
	しらうお・ちか刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも (あなご) 胴漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先  
 (3) 漁場の区域 次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と  
 基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびに  
 オから基点第4号に至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびに  
 次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を  
 順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結  
 んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲  
 まれた区域を除く。

- 基点第4号 青森県八戸市3, 000トン岸壁 (以下「3, 000トン岸壁」) の  
 北端 (6号物揚場西角)  
 ア 八戸港無島防波堤灯台から真方位267度920メートルの点  
 イ アから真方位326度1, 000メートルの点  
 ウ 基点第5号から真方位57度2, 200メートルの点  
 エ 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱  
 オ 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部  
 カ 青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤突端とを結ぶ直線上、同  
 堤基部から63メートルの点  
 キ イとウを結ぶ直線上イから1, 920メートルの点  
 ク イとカを結ぶ直線に対し、カから左側夾角91度30分42.5メー  
 トルの点  
 ケ コとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角56度22.2メートルの点

ク コから青森県八戸市第二工業港北防波堤 (以下「北防波堤1」という)

北側沿岸上160メートルの点

コ 北防波堤北側沿岸第2屈折点

サ 基点第5号とシを結んだ直線に対し、シから右側夾角81度30分1,  
 330メートルの点

シ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県八戸市大字白銀町、大字大久保、白銀、白銀台、築港街、岬台、大字  
 湊町、新湊、大字新井田、小中野、江陽及び大字河原木

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のと  
 おりとする。

さけ・ます小型定置網漁業 5ヶ統以内

さけ刺網漁業 110ヶ統以内

- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第9号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	ほっきがいの漁業	1月1日から 12月31日まで	えぞばかしの漁業	1月1日から 12月31日まで
	さらがいの漁業	"	たご漁業	"
	あさり漁業	"	えらご漁業	"

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字市川町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第5号、ア、イ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

ア 基点第5号から真方位57度2, 200メートルの点

イ チから真方位67度30分2, 200メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

エ 基点第5号とウとを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1,

470メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートル

の点

カ エとオとを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートル

の点

キ ウとエを結ぶ直線上、ウから706メートルの点

ク ウとエとを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分507メー

トルの点

ケ キとクとを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点

コ クとケとを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角90度93メートルの点

ク クとコとを結ぶ直線に対し、コから左側夾角90度98メートルの点

シ シとクとを結ぶ直線に対し、クから左側夾角90度69メートルの点

ス スとシとを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度2メートルの点

セ セとスとを結ぶ直線に対し、スから右側夾角90度621メートルの

点

ソ ソとセとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角171度52分47メー

トルの点

タ タとソとを結ぶ直線上、ウから909メートルの点

- チ 基点第6号から真方位67度30分215メートルの点
- 3 基点第6号 青森県上北郡百石町字下川原24番地の1に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県八戸市大字市川町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。



- 1 公示番号 東共第10号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	#
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年5月31日まで
第 3 種 共同漁業	たご籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	#
	そい・あいなめ籠漁業 はも (あなご) 胴漁業	#
第 3 種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月 1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字市川町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第5号、ア、イ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

- ア 基点第5号から真方位57度2, 200メートルの点
- イ チから真方位67度30分2, 200メートルの点
- ウ 基点第5号から真方位57度620メートルの点
- エ 基点第5号とウとを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1, 470メートルの点
- オ ウとエとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートルの点
- カ エとオとを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートルの点
- キ ウとエとを結ぶ直線上、ウから706メートルの点
- ク ウとエとを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分507メートルの点
- ケ キとクとを結ぶ直線に対し、ケから右側夾角90度27メートルの点
- コ クとケとを結ぶ直線に対し、コから左側夾角90度93メートルの点
- サ ケとコとを結ぶ直線に対し、サから左側夾角90度98メートルの点
- シ コとサとを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度69メートルの点
- ス サとシとを結ぶ直線に対し、スから左側夾角90度2メートルの点
- セ シとスとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角90度621メートルの点

点

ソ スとセとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角177度52分47メートルの点

タ ウとエを結ぶ直線上、ウから909メートルの点

チ 基点第6号から真方位67度30分215メートルの点

基点第6号 青森県上北郡百石町字下川原24番地の1に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県八戸市市川町

6 その他

(1) この免許の存続期間には、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第11号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほたてがかい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	えぞばかかい漁業	"
	ほっきがかい漁業	"	たご漁業	"
	さらがかい漁業	"	うに漁業	"
	あわび漁業	"		"

(2) 漁場の位置 青森県上北郡百石町地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第6号 青森県上北郡百石町字下川原24番地の1に設置した標柱
- ア 基点第6号から真方位67度30分2.215メートルの点
- イ アから真方位67度30分2.200メートルの点
- ウ 基点第7号から真方位67度30分2.200メートルの点
- 基点第7号 青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡百石町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第12号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	たご籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	"
	そい・あいなめ籠漁業	"
第3種 共同漁業	はも(あなご)胴漁業	"
	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	しらうお・こうなご地びき網漁業	11月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置 青森県上北郡百石町地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第6号 青森県上北郡百石町字下川原24番地の1に設置した標柱
- ア 基点第6号から真方位67度30分2.215メートルの点
- イ アから真方位67度30分2.200メートルの点
- ウ 基点第7号から真方位67度30分2.200メートルの点
- 基点第7号 青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡百石町
- 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、1ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第13号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	こたまがいの漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	ほたてがいの漁業	"
	まつも漁業	"	えぞばかしの漁業	"
	ほつさがいの漁業	"	たご漁業	"
	さらがいの漁業	"	うに漁業	"
あわび漁業	"	えらご漁業	"	"

(2) 漁場の位置 青森県三沢市地先

(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第7号 青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱
- ア 基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点
- イ 基点第8号から真方位82度30分2, 000メートルの点
- 基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位  
354度30分3364メートルの点から真方位82度30分の直線上の  
高瀬川右岸洲先に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県三沢市
  - 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第14号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年6月30日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	ぼら刺網漁業	1月1日から6月30日まで
	たご籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	"
	そい・あいなめ籠漁業	"
	はも(あなご)胴漁業	"
いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで	
しらうお・こうなぎ地びき網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	

(2) 漁場の位置 青森県三沢市地先

(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第7号 青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱
- ア 基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点
- イ 基点第8号から真方位82度30分2, 000メートルの点
- 基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位  
354度30分3364メートルの点から真方位82度30分の直線上の  
高瀬川右岸洲先に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県三沢市
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 東共第15号  
2 免許の内容たる事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	たご漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	なまご漁業	"
	ほっきがい漁業	"	うに漁業	"
	あわび漁業	"	ほや漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先  
次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位35.4度30分36.4メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

ア 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点  
オ アとイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高機岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2,000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸標高8.82メートルの棚沢三角点から真方位109度5,850メートルの点)から真方位177度9,980メートルの点)から真方位238度に引いた直線との交点

カ オから真方位238度の直線とコ(青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高10.7メートルの平沼三角点)を中心とする半径1,000メートルの円弧との交点  
キ コを中心とする半径1,000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駮及び大字出戸
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 東共第16号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなぎ・たなぎ小型定置網漁業	"
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	たご籠漁業	1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先  
次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位35.4度30分36.4メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

ア 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点  
オ アとイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高機岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2,000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸標高8.82メートルの棚沢三角点から真方位109度5,850メートルの点)から真方位177度9,980メートルの点)から真方位238度に引いた直線との交点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駮及び大字出戸
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、2ヶ所以内に限る。  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第17号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	なまこ漁業	"
	ほっきがい漁業	"	うに漁業	"
	あわび漁業	"	ほや漁業	"

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

標柱

- ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点
  - イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高8. 82メートルの棚沢三角点から真方位109度5, 850メートルの点) から真方位270度1, 600メートルの点
  - ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮及び大字出戸
  - 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第18号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりのいか・こうなぎ・たなぎ小型定置網漁業	"
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	たこ巻漁業	1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

標柱

- ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点
  - イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高8. 82メートルの棚沢三角点から真方位109度5, 850メートルの点) から真方位270度1, 600メートルの点
  - ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮及び大字出戸
  - 6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第19号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほつきがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	あわび漁業	"
	あまのり漁業	"	いがい漁業	"
	ふのり漁業	"	くぼがい漁業	"
	つのまた漁業	"	かき漁業	"
	てんぐさ漁業	"	たご漁業	"
	まつも漁業	"	なまご漁業	"
	ひじき漁業	"	うに漁業	"
	ちがいそ漁業	"	ほや漁業	"
	かたのり漁業	"	えらご漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先  
 (3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線  
 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3、700メートルの点

イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30

分3、700メートルの点

ウ 基点第10号から真方位70度30分3、700メートルの点

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字泊

6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第20号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"
	かわい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かわい・ひらめ刺網漁業	"
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たご籠漁業	1月1日から12月31日まで
あいなめ籠漁業	"	
かに籠漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先  
 (3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線  
 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3、700メートルの点

イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30

分3、700メートルの点

ウ 基点第10号から真方位70度30分3、700メートルの点

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字泊

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置網漁業 4ヶ統以内

さけ刺網漁業 250ヶ統以内

② かわい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第21号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共 同 漁 業	こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	ちがいで漁業	1月 1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	あわび漁業	"
	あまのり漁業	"	いかい漁業	"
	ふのり漁業	"	くほかい漁業	"
	ざんなんそう漁業	"	たご漁業	"
	つのまた漁業	"	なまご漁業	"
	てんぐさ漁業	"	うに漁業	"
まつも漁業	"	ほや漁業	"	
ひじき漁業	"	えらご漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第10号、ア、イ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成15年9月1日  
基点第11号 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第22号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共 同 漁 業	さけ・ます小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"
	かわい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	かわい・ひらめ刺網漁業	"
	かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで
さめ・たら刺網漁業	11月 1日から翌年6月30日まで	
たご籠漁業	1月 1日から12月31日まで	
あいなめ籠漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第10号、ア、イ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成15年9月1日  
基点第11号 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。  
さけ・ます小型定置網漁業 16ヶ統以内  
さけ刺網漁業 140ヶ統以内
- ② かわい・ひらめ刺網漁業の日は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 東共第23号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	ちかいそ漁業	"
	あまのり漁業	"	あわび漁業	"
	ふりのり漁業	"	くぼかい漁業	"
	あかば漁業	"	たこ漁業	"
	ざんなんそう漁業	"	なまこ漁業	"
	てんぐさ漁業	"	うに漁業	"
	まつも漁業	"	ほや漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第12号 青森県下北郡東通村大字尻労高倉38番地に設置した標柱  
ア 基点第12号から真方位104度30分50.0メートルの点  
イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱  
(基点第11号) から真方位92度30分50.0メートルの点  
ウ イから真方位92度30分3.300メートルの点  
エ 基点第13号から真方位122度30分3.700メートルの点  
エ 基点第13号から真方位122度30分3.700メートルの点
- 基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日  
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで  
5 関係地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労  
6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 東共第24号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりのりか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かじ刺網漁業	4月1日から12月31日まで
共同漁業	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たご籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	"
	かに籠漁業	4月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先  
(3) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第12号 青森県下北郡東通村大字尻労高倉38番地に設置した標柱  
ア 基点第12号から真方位104度30分50.0メートルの点  
イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱  
(基点第11号) から真方位92度30分50.0メートルの点  
ウ イから真方位92度30分3.300メートルの点  
エ 基点第13号から真方位122度30分3.700メートルの点  
エ 基点第13号から真方位122度30分3.700メートルの点
- 基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日  
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで  
5 関係地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労  
6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。  
さけ・ます小型定置網漁業 5ヶ統以内  
さけ刺網漁業 130ヶ統以内  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。



1 公示番号 東共第25号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	もずく漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	あさり漁業	"
	あまのり漁業	"	あわび漁業	"
	ふのり漁業	"	いがい漁業	"
	あかば漁業	"	くぼがい漁業	"
	ぎんなんそう漁業	"	えぞぼらい漁業	"
	つのまた漁業	"	たご漁業	"
	てんぐさ漁業	"	なまご漁業	"
	まつも漁業	"	うに漁業	"
	ひじき漁業	"	ほや漁業	"
ちがいで漁業	"	えらご漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、また、次のカ、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ、ヌ、ネ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱
- ア 基点第13号から真方位122度30分3、700メートルの点
- イ 青森県下北郡東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4、000メートルの点
- ウ 同標柱から真方位55度30分4、000メートルの点
- エ 同標柱から真方位345度30分4、000メートルの点
- オ 基点第14号から真方位311度30分3、700メートルの点
- カ 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱
- キ (青森県下北郡東通村大字尻屋字八峠2の5に建設した岩壁と内防波堤が交わる点) から同岩壁上15メートルの点
- ク カから真方位75度30分50メートルの点
- ケ カとキとを結ぶ直線に対しキから右側夹角147度70メートルの点

- ク キとケとを結ぶ直線に対しケから右側夹角110度45メートルの点
- コ ケとケとを結ぶ直線に対しケから右側夹角150度86メートルの点
- ク シから同岩壁上144メートルの点
- ス ナ (尻屋港尻屋防波堤灯台中心点) から真方位156度50分33.4.5メートルの点

- セ スから真方位321度10分163メートルの点
- ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点
- タ タから真方位162度50分170.6メートルの点
- チ チから真方位80度30分117.5メートルの点
- ツ ツから真方位141度30分20メートルの点
- テ テから真方位231度30分2.8メートルの点
- ト トから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
- ニ ナから真方位322度10分27メートルの点
- ヌ ニから真方位246度416メートルの点
- ネ ネから真方位156度45メートルの点
- ノ ネから真方位66度416メートルの点
- ハ ハから真方位223度429メートルの点
- ヒ ヒから真方位246度47メートルの点
- フ フから真方位156度260メートルの点
- ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字尻屋
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第26号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなぎ・たなぎ小型定置網漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなぎ底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなぎ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種 共同漁業	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たご壺漁業	1月1日から12月31日まで
あいなめ壺漁業	〃	〃

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ、ヌ、ネ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヘ、ヒ、フ、ヘ及びヘの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
  - 基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱
  - ア 基点第13号から真方位122度30分3, 700メートルの点
  - イ 青森県下北郡東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4, 000メートルの点
  - ウ 同標柱から真方位55度30分4, 000メートルの点
  - エ 同標柱から真方位345度30分4, 000メートルの点
  - オ 基点第14号から真方位311度30分3, 700メートルの点
  - 基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋との境の赤坂川尻に設置した標柱
    - カ シ (青森県下北郡東通村大字尻屋宇八峠2の5に建設した岩壁と内防波堤が交わる点) から同岩壁上15メートルの点
    - キ カから真方位75度30分50メートルの点
    - ク カとキとを結ぶ直線に対しキから右側夹角147度70メートルの点
    - ケ キとクとを結ぶ直線に対しクから右側夹角110度45メートルの点

- コ クとケとを結ぶ直線に対しケから右側夹角150度86メートルの点
- ク クから同岩壁上144メートルの点
- ナ (尻屋港尻屋防波堤灯台中心点) から真方位156度50分33.4.5メートルの点

- セ スから真方位321度10分16.3メートルの点
- ソ セから真方位238度30分18.5.5メートルの点
- タ タから真方位162度50分17.0.6メートルの点
- チ チから真方位80度30分11.7.5メートルの点
- ツ ツから真方位141度30分20.0メートルの点
- テ テから真方位231度30分2.8メートルの点
- ト トから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

- ニ ナから真方位322度10分27.7メートルの点
- ヌ ニから真方位246度41.6メートルの点
- ネ ニから真方位156度45.5メートルの点
- ノ ネから真方位66度41.6メートルの点
- ハ ハから真方位223度42.9メートルの点
- ヘ ヘから真方位246度47.7メートルの点
- ヒ ヒから真方位156度26.0メートルの点
- フ フから真方位66度47.7メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字尻屋
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
  - さけ・ます小型定置網漁業 4ヶ統以内
  - さけ刺網漁業 72ヶ統以内
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第27号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	いかい漁業	"
	あまのり漁業	"	くぼがい漁業	"
	ふのり漁業	"	かき漁業	"
	ぎんなんそう漁業	"	ほたてがい漁業	"
	つのまた漁業	"	えぞぼらがい漁業	"
	てんぐさ漁業	"	たご漁業	"
	まつも漁業	"	なまご漁業	"
	ひじき漁業	"	うに漁業	"
	ちがいそ漁業	"	ほや漁業	"
もずく漁業	"	えらご漁業	"	
あさり漁業	"			

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先  
 (3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と  
 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第14号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の赤坂川尻に設置した  
 標柱  
 ア 基点第14号から真方位311度30分3、700メートルの点  
 イ 基点第15号から真方位328度3、700メートルの点  
 基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の巖部川尻に設置した  
 標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋
  - 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第28号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置網漁業	"
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	えぞぼらがい電漁業	1月1日から12月31日まで
	たご電漁業	"
	かご電漁業	"
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先  
 (3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と  
 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第14号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の赤坂川尻に設置した  
 標柱  
 ア 基点第14号から真方位311度30分3、700メートルの点  
 イ 基点第15号から真方位328度3、700メートルの点  
 基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の巖部川尻に設置した  
 標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋
  - 6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。  
 さけ・ます小型定置網漁業 4ヶ統以内  
 さけ刺網漁業 90ヶ統以内  
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。